

障害福祉サービスの利用動向と見込み量

★前計画の利用実績の推移を踏まえるとともに、サービスの再編やニーズ調査などを総合的に勘案して、第7期障がい福祉計画における障害福祉サービスの見込み量を定めました。

★障がい児支援は、障がいを持った子どもたちの健やかな育ちを保障し、地域での生活を継続するために必要なサービスです。子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図り、障がい児とその保護者（家族）のニーズに応じた十分なサービス量を確保する取組を進めていきます。

計画の推進に向けた基本的考え方

①障がいのある人のニーズの把握

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、意見交換の場を設けるなどして、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

②サービスを利用しやすい環境づくり

福祉サービスが多様化する中で、利用者自身が福祉サービスを選択することができる体制整備をすることが重要になってきています。このため、効果的な情報提供が行えるよう、さまざまなサービスなどの情報を分かりやすく整理し、利用者が必要な情報を入手しやすい環境づくりを進めます。

また、各相談窓口の周知を図り、認知度を高めるとともに、身近な地域の中で気軽に相談をすることができ、相談内容によっては各専門機関など、最適な相談機関へスムーズにつなげられるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

③地域社会の理解促進

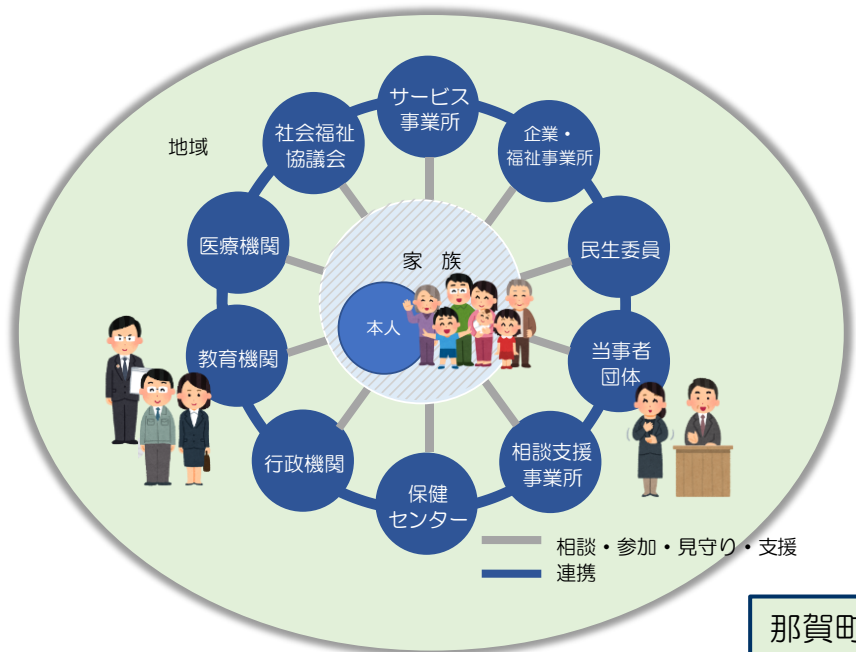
地域住民や事業所などに対して、障がいに関する正しい知識の普及・啓発に努め、障がい者理解の促進を図り、共生社会の実現を目指して地域の力を活用します。

また、庁内においても、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

計画の推進、関係機関・団体との連携

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等のさまざまな分野にわたっています。施策の充実や事業実施の見直しについての協議を継続的に行うことにより、本計画の円滑な推進を図ります。

国や県、これら関係機関・団体と相互に連携を図り、すべての地域において町民に支えられた本計画の着実な推進に向けて取り組みます。



那賀町 保健医療福祉課
〒771-5495
徳島県那賀郡那賀町延野字王子原31番地1
TEL：0884-62-1141

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画 の改訂について

概要版

計画策定の趣旨

平成23年、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。また、平成24年には「障害者自立支援法」の改正法となる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が制定され、障がいのある人への支援の拡充などが行われました。平成28年には障害者総合支援法の施行3年後の見直しや「発達障害者支援法」の一部改正など、さまざまな法改正が行われました。

本計画は各市町村に策定が義務付けられ（法定計画）、町民の皆さまに身近な行政単位である「町」から発信する基本計画です。このたび「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」をとりまとめ、策定します。

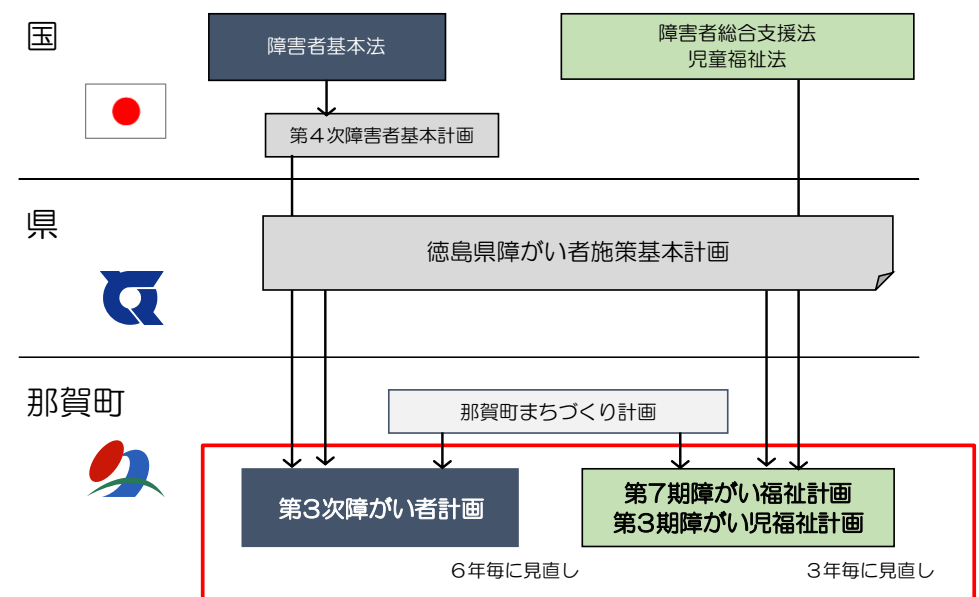
計画期間

那賀町第3次期障がい者計画は、

令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

計画の位置づけ

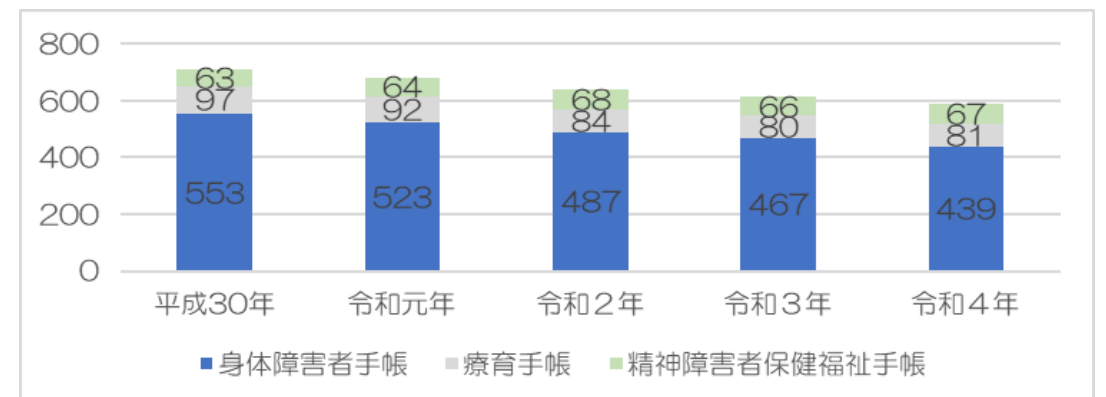
「障がい者計画」は、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めたもので、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」は障がい者（児）の障害福祉サービス等の生活支援の部分についての実施計画です。



那賀町の現状

住民基本台帳による令和5年1月1日現在の本町の人口は、7,490人です。年少人口（15歳未満）は519人、生産年齢人口（15～64歳）は3,112人、高齢者人口（65歳以上）は3,859人となっています。

平成30年度から令和4年度の各年度末における、各種手帳所持者の状況は、以下のとおりです。



障害者施策の体系



基本理念	互いに手を取りあい、思いやりの心で創る那賀町
基本目標	1 相談体制や権利擁護の支援体制の充実 2 地域で自立して生活するためのサービスの推進 3 就労支援の強化 4 緊急時・災害時の安全と安心の確保 5 地域共生での暮らしやすさの確保
施策の方向性	1 相談体制の充実 2 保健・医療サービスの充実 3 障害者福祉サービスの充実 4 地域移行生活の推進 5 緊急時・災害時の安全・安心策の確保 6 暮らしやすいまちづくりの増進
基本施策	1 相談支援体制の充実・強化、意思決定支援 2 保健・医療サービスの充実 3 障がい者福祉サービスの充実 4 地域移行生活の推進 5 緊急時・災害時の安全と安心の確保 6 暮らしやすいまちづくりの増進

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

策定の背景

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を行うこととなりました。

計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

計画の方向性

この計画においては、第3次障がい者計画の方針を受け、次の6項目を基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

- 1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2) 町を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3) 町内どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 4) 入所施設から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 5) 地域共生社会の実現に向けた取組
- 6) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
 - ①ニーズの把握
 - ②療育体制の整備
 - ③特別支援教育の推進
 - ④サービス提供事業者の確保

地域でともに暮らし、世代を超えてみんなが手を取り支え合いながら誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちとなるよう障がいへの理解と支え合いの町民意識を醸成し、支援体制や生活環境の充実をめざします。

そのためにも障がい者の種別や程度に関わらず、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに意思決定の支援に配慮しながらすすめていく必要があります。そして、その中で地域住民による主体性をもった地域づくりへの取組や、地域の実情に応じた柔軟なサービス確保への取組、医療を要する状態にある障がい児に対する保健・医療・障害福祉・保育・教育等の支援を各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築を推進します。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今次の計画期間（令和6～8年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込み量等）を定めました。見込み量の詳細は、計画書をご覧ください。

サービスの体系

障がい者・障がい児者を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービスの体系は以下のとおりです。

